

第 2 期多賀城市次世代育成支援行動計画

後期計画 令和 3 年度～令和 7 年度

骨 子 案

令和 3 年 月

保健福祉部子育て支援課

目 次

第1章 行動計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 達成状況の点検・評価	3
第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況	4
1 人口・世帯等の状況	4
2 前期計画の結果	8
3 アンケート調査からみる子ども・子育ての状況	9
4 子ども・子育て支援における課題	11
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	12
2 計画の視点	13
3 基本方針	14
4 計画の推進体制	15
第4章 施策の展開	17
基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える	19
第5章 子どもの貧困対策の推進	20
1 子どもの貧困対策の推進にあたって	20
2 子どもの生活に関する実態調査からみた多賀城市における現状	21
3 多賀城市における子どもの貧困の現状・課題	30
4 計画の基本的な考え方	31
5 施策の展開	36

第1章 行動計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨（案）

近年の社会問題である、急速な少子・高齢化や核家族化の進行による家族形態や就労環境、地域コミュニティの変化などによって生じる子どもと家庭を取り巻く環境の諸問題解決に向けた“地域社会全体での子育て支援”を計画的に進めるため、本市では平成27年3月に、次代を担う子どもたちを安心して生み育て、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりを目指し、「第2期次世代育成支援行動計画」（以下「前期計画」という。）と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に構成した平成27年度から平成31年度までの5年間の計画（前期計画は1年延伸し令和2年度までの6年間）である「すくっぴープラン2」を策定し、次代を担う子ども・子育て家庭への支援施策の推進を取り組んできました。

それにより、平成28年4月に子育てサポートセンターを多賀城駅前に移転新築し、子育てコンシェルジュを配置し、子育てに関する情報提供、相談の充実を図りました。また、平成30年10月に子育て世代包括支援センター事業を開始し、妊娠・出産から子育て期の切れ目のない支援体制の構築に向けた取組を行っています。教育・保育施設等の提供体制についても、平成27年度時点8か所であったものが、令和2年度は〇か所まで整備が進み、放課後児童クラブにあっては、平成27年度時点では8か所であったものが現在は18か所となり、待機児童や保育ニーズの多様化への対応のほか、児童虐待、障害児などの支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援などを行ってきました。

国においても、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化が開始されるなど様々な支援策が講じられてきました。

しかしながら、この間にも、子育てニーズの多様化、子どもの貧困問題の表面化や虐待への対処など、社会情勢や子どもを取り巻く環境も変化してきており、子育て支援の充実が求められているところです。

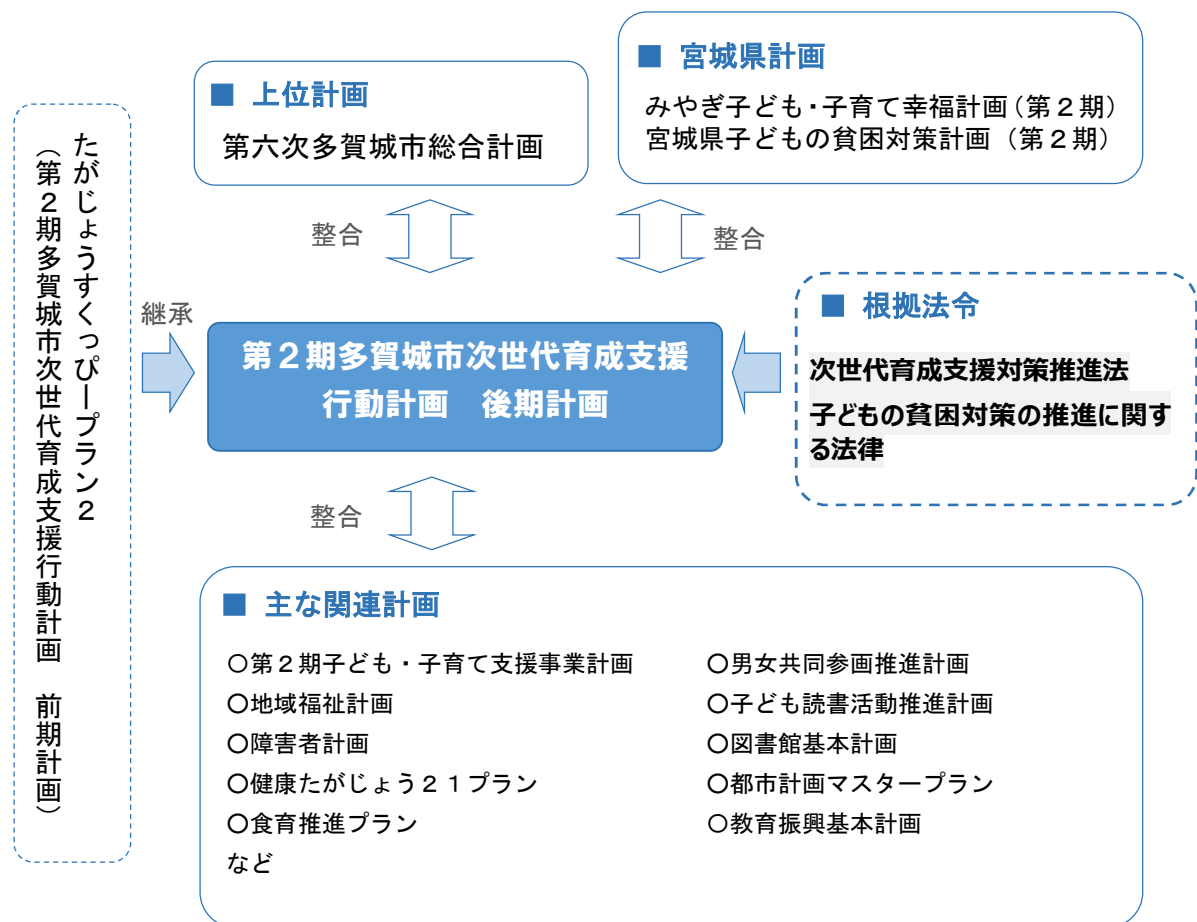
本計画は、前期計画で取り組んできた施策を点検・評価し、検証を行いながら社会環境の変化や本市の現状と市民のニーズの変化への対応に加え、新たに子どもの貧困対策を盛り込み、後期計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付けるものであり、令和2年度（平成31年度に計画期間1年延伸）を最終年度とする「たがじょうすくっぴープラン2（第2期多賀城市次世代育成支援行動計画）」の後期計画です。後期計画においては、「子どもの貧困対策」を追加し、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができ、親と子が健康やかに暮らすことができる地域づくりを目指すものです。

本市の最上位計画である「第六次多賀城市総合計画」をはじめ、「第2期子ども・子育て支援事業計画」や「多賀城市地域福祉計画」等の関連計画との調和を図るとともに、宮城県が策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画（第2期）」との整合を図るものです。

■ 計画の位置付け



3 計画期間

前期計画では、上位計画である「第六次多賀城市総合計画」が令和3年度を始期として策定されることを踏まえ、計画期間を1年延伸し、令和2年度までとしました。

後期計画においては、次世代育成支援対策推進法の期限は令和6年度までですが、「第六次多賀城市総合計画」の計画期間に合わせ、令和3年度～7年度の5年間を計画年度として策定します。

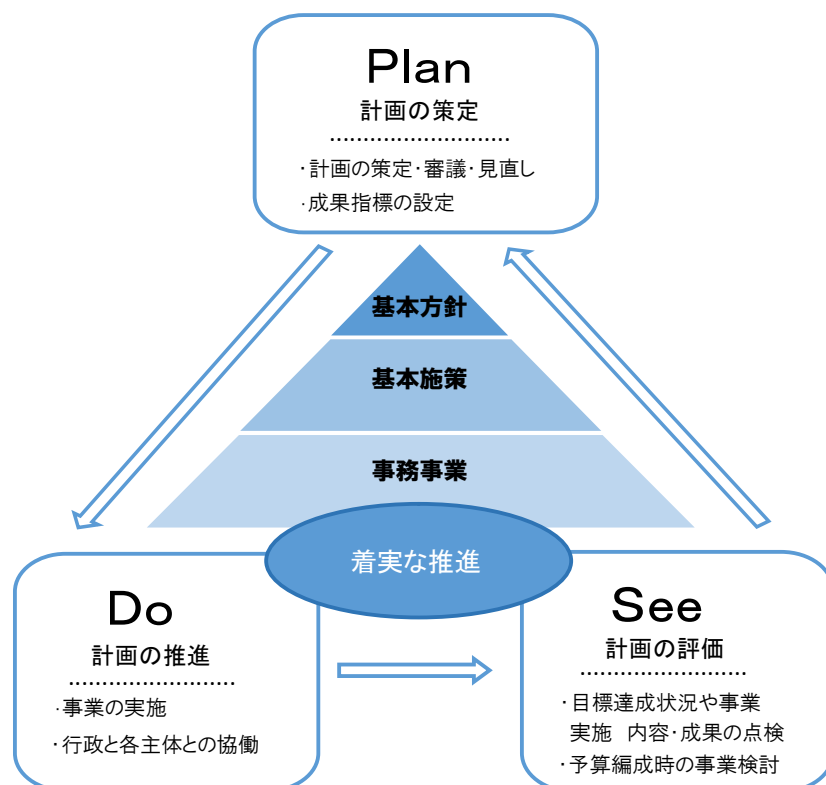
ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

2005～2014	2015～2025	
H17～H26年度(10年間)	H27～R2年度(6年間)	R3～R7年度(5年間)
第1期次世代育成支援行動計画 (前期5年間・後期5年間)	第2期次世代育成支援行動計画 (前期計画) ※ H31 計画期間1年延伸	第2期次世代育成支援行動計画 (後期計画)
		必要に応じて見直し →

4 達成状況の点検・評価

本計画を着実に推進するため、毎年、目標達成状況や各事業の実施内容・成果を点検し、評価するとともに、その結果を公表します。

また、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 多賀城市の子ども・子育てを取り巻く状況

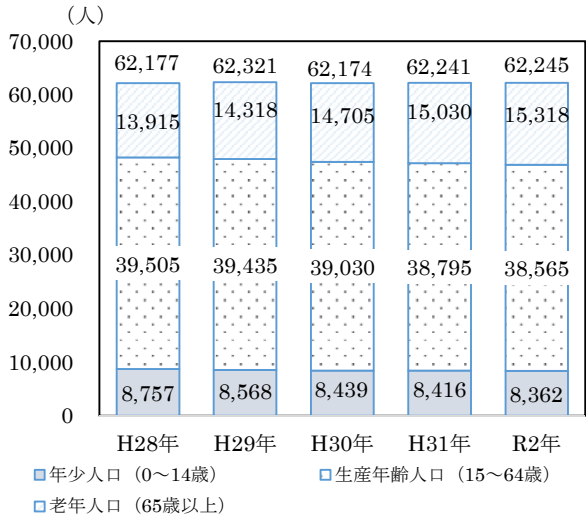
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在で62,245人となっています。平成28年以降は緩やかな減少傾向にあります。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、年少人口は平成27年から5年間で500人弱減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、少子・高齢化が進んでいるといえます。

■年齢3区分別人口の推移

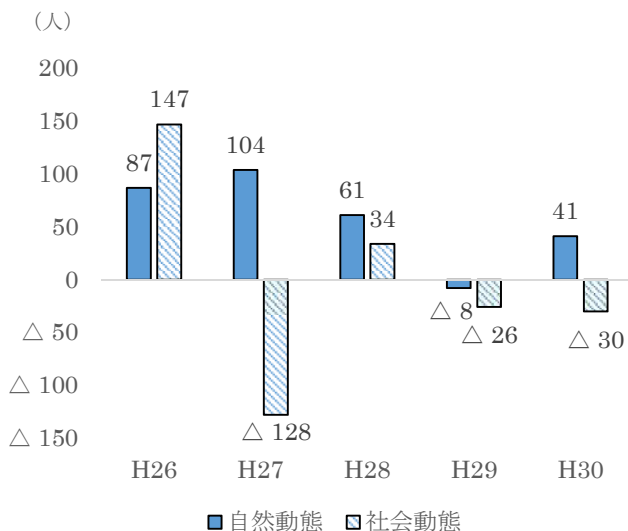


(2) 人口動態

本市における人口動態をみると、自然動態（出生－死亡）は、平成29年を除いてプラスとなっています。一方、社会動態（転入－転出）は、平成26年に大きな転入超過となっていますが、平成27年にはマイナスに転じ、平成28年に一旦プラスとなったものの、その後マイナスが続いています。

本市は、転入・転出が多い地域であり、人口1,000人あたりの移動率は、平成27年を除き県内で最も高くなっています。

■自然動態・社会動態の推移



■移動率の推移及び県内市町村の順位

区 分	人口1000人あたりの移動率(‰)	県内市町村の順位
平成26年	13.53	第1位
平成27年	13.16	第2位
平成28年	13.53	第1位
平成29年	13.19	第1位
平成30年	13.37	第1位

※移動率(‰)＝(転入－転出人口)÷(年末人口÷1000)

資料：多賀城市市民課概要

(3) 計画期間中の児童数の推計

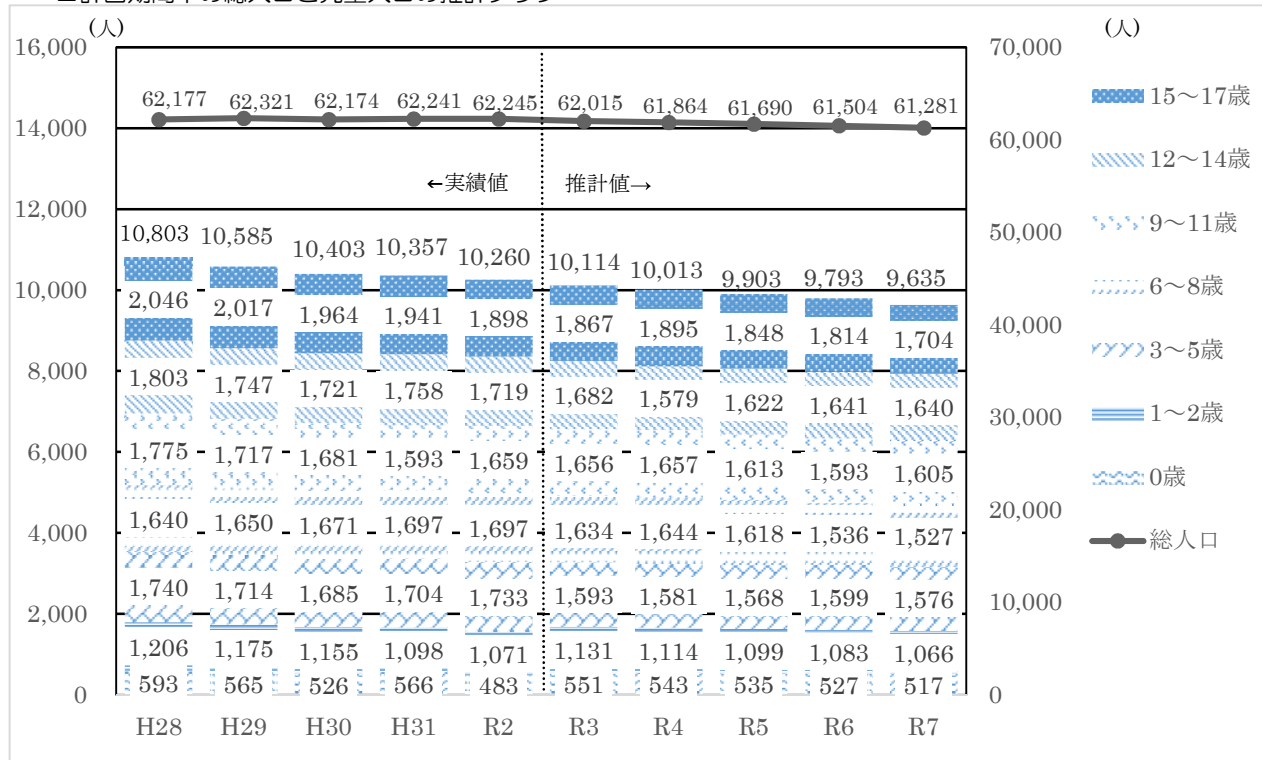
計画期間中の児童数について、平成27年から平成31年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、コホート変化率法※にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

■計画期間中の児童人口の推計

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	伸び率 (R2-R7)
0歳	593	565	526	566	483	551	543	535	527	517	7.0%
1～2歳	1,206	1,175	1,155	1,098	1,071	1,131	1,114	1,099	1,083	1,066	△0.5%
3～5歳	1,740	1,714	1,685	1,704	1,733	1,593	1,581	1,568	1,599	1,576	△9.1%
小計	3,539	3,454	3,366	3,368	3,287	3,275	3,238	3,202	3,209	3,159	△3.9%
6～8歳	1,640	1,650	1,671	1,697	1,697	1,634	1,644	1,618	1,536	1,527	△10.0%
9～11歳	1,775	1,717	1,681	1,593	1,659	1,656	1,657	1,613	1,593	1,605	△3.3%
12～14歳	1,803	1,747	1,721	1,758	1,719	1,682	1,579	1,622	1,641	1,640	△4.6%
15～17歳	2,046	2,017	1,964	1,941	1,898	1,867	1,895	1,848	1,814	1,704	△10.2%
小計	7,264	7,131	7,037	6,989	6,973	6,839	6,775	6,701	6,584	6,476	△7.1%
児童数合計	10,803	10,585	10,403	10,357	10,260	10,114	10,013	9,903	9,793	9,635	△6.1%

資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）を基にコホート変化率法にて算出

■計画期間中の総人口と児童人口の推計グラフ



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）を基にコホート変化率法にて算出

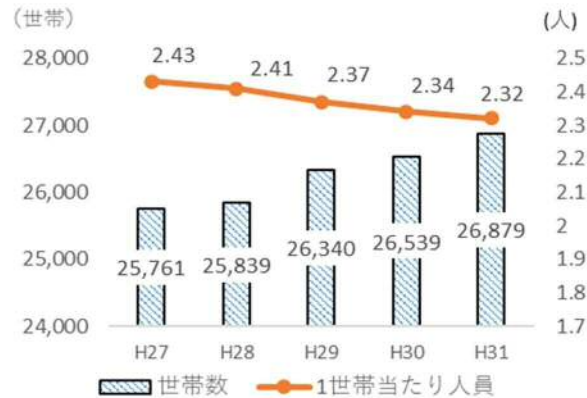
※ コホート変化率法 ⇒ 資料「用語解説」P

(4)世帯の状況

本市の世帯数は、平成31年3月末現在で26,879世帯となっています。平成27年以降、年々増加傾向にあり、5年間で1,118世帯増加しています。

1世帯あたり人員は減少し続けており、核家族化あるいは一人暮らしの増加がうかがえます。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

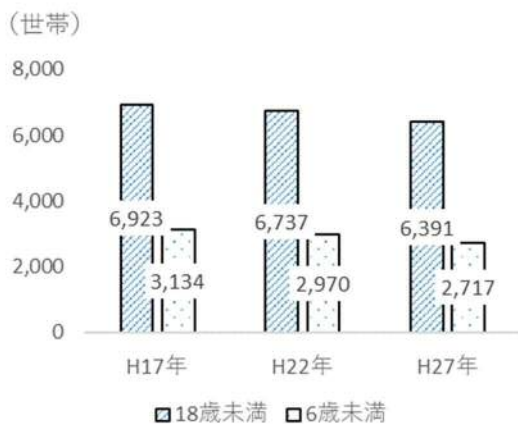


資料：市民課概要(各年3月31日)

18歳未満の子どもがいる世帯数は減少傾向にあります。また、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、約8割は核家族となっており、その割合も増加傾向にあります。

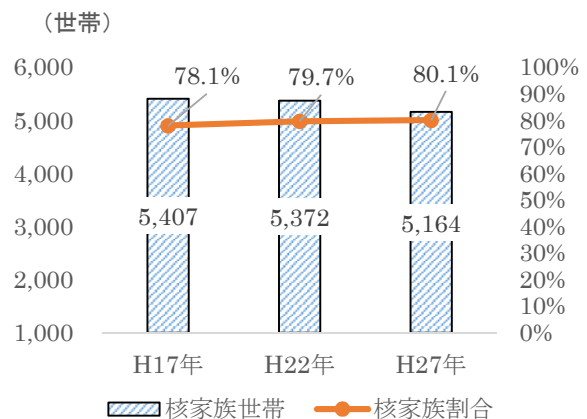
また、平成27年において、18歳未満の子どもがいる核家族のうち、母子世帯が12.6%、父子世帯が1.3%となっており、平成22年と比べて大きな変化はみられませんでした。

■18歳未満の親族がいる世帯数の推移



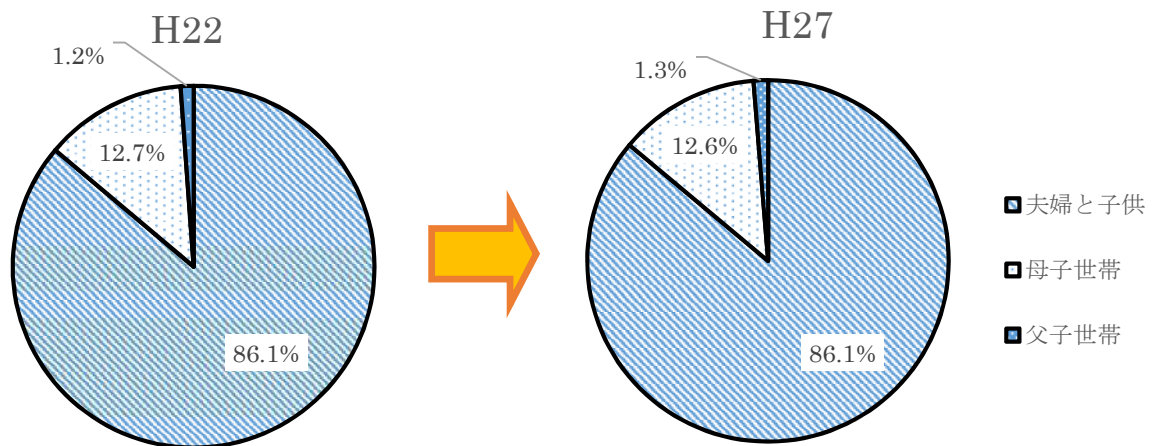
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

■18歳未満の親族がいる核家族世帯の推移



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

■18歳未満の親族がいる核家族の世帯構成の推移



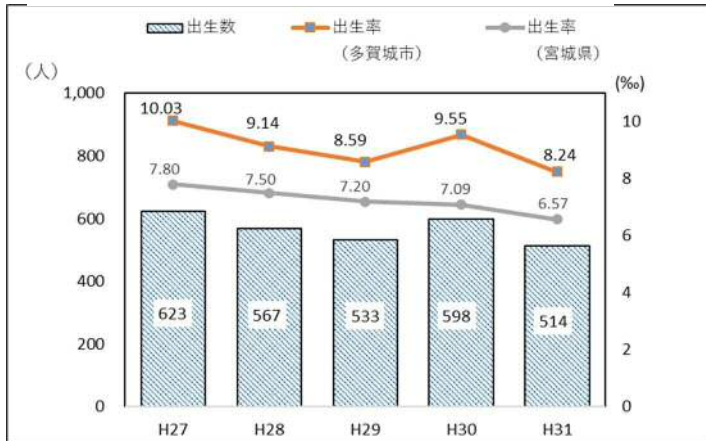
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(5) 出生の状況

本市における出生数の推移をみると、平成27年の623人から平成31年には514人まで減少し、5年間で109人（21.2%）減となっています。平成30年に一旦増加しましたが、平成31年には再び減少に転じています。

本市の出生率（人口1,000人あたりの出生数）は、県内市町村の中では高い値となっています。

■出生数及び出生率（人口1,000人あたり出生数）の推移



資料：宮城県人口動態

■出生率の推移及び県内市町村の順位

区分	人口1000人あたりの出生率（‰）	県内市町村の順位
平成27年	10.03	第2位
平成28年	9.14	第3位
平成29年	8.59	第3位
平成30年	9.55	第1位
平成31年	8.24	第1位

出生率（‰）＝出生数÷（年末人口÷1000）

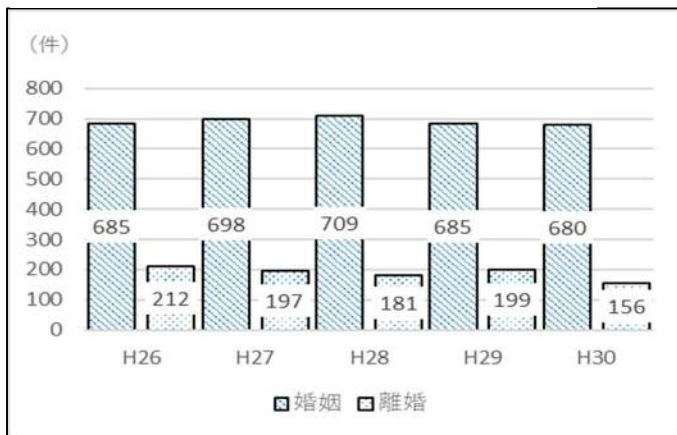
資料：宮城県人口動態統計

(6) 婚姻・離婚の状況

本市における婚姻件数の推移をみると、平成28年まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少に転じています。人口1,000人あたり婚姻件数（婚姻率）は、県内市町村でも高い順位となっています。

離婚件数の推移をみると、平成26年から減少傾向にありましたが、29年に一旦増加し、30年には156件に減少しました。

■婚姻件数及び離婚件数の推移



資料：市民課概要（平成30年度版）

■婚姻率の推移及び県内市町村の順位

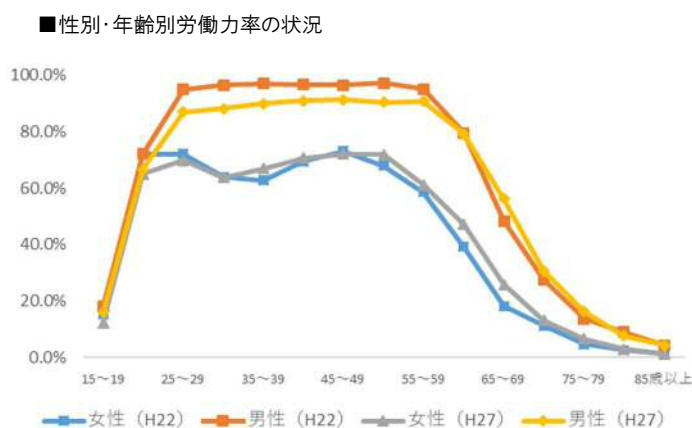
区分	人口1000人あたりの婚姻率（‰）	県内市町村の順位
平成26年	5.84	第3位
平成27年	6.12	第1位
平成28年	5.50	第2位
平成29年	5.62	第1位
平成30年	5.74	第2位

婚姻率（‰）＝婚姻件数÷（年末人口÷1000）

資料：宮城県人口動態統計

(7) 就労の状況

本市の労働力率（人口に対する労働力人口の割合）をみると、女性の労働力率は、20歳代後半から40歳代後半にかけて落ち込む、いわゆるM字カーブ※を描いていますが、平成22年と平成27年を比較すると、30歳代前半で労働力率が上昇しています。



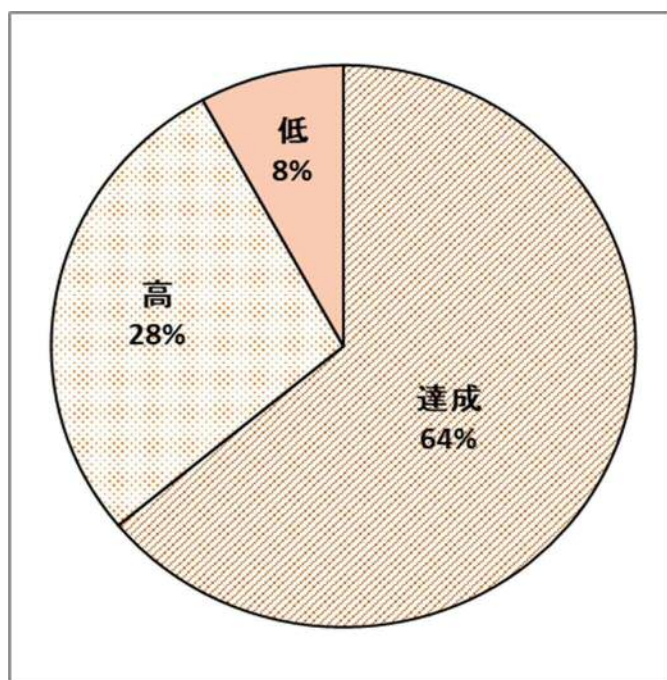
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 前期計画の達成状況

第2期多賀城市次世代育成支援行動計画（前期計画）ではまちづくりの進み具合が共有できるように設定した目標値を基に、計画期間全体の達成状況を評価しました。

基本方針別の指標数および動向の割合

基本方針	達成	高	中	低	計	その他
1「子どもの心身の健やかな成長を支える」	6	4	0	0	10	1
2「子どもの安全・安心と人権を守る」	3	2	0	0	5	0
3「安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる」	7	1	0	0	8	0
4「仕事と生活の調和の実現を促す」	0	0	0	2	2	2
計	16	7	0	2	25	3



達成	目標値を達成しているもの
高	目標値に対して達成度が80%以上のもの
中	目標値に対して達成度が50%以上のもの
低	目標値に対して達成度が50%未満のもの
その他	目標値がないもの

※ M字カーブ ⇒ 資料「用語解説」

3 アンケート調査からみる子ども・子育ての状況

計画の策定に先立ち、多賀城市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前児童及び小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成31年2月に実施しました。

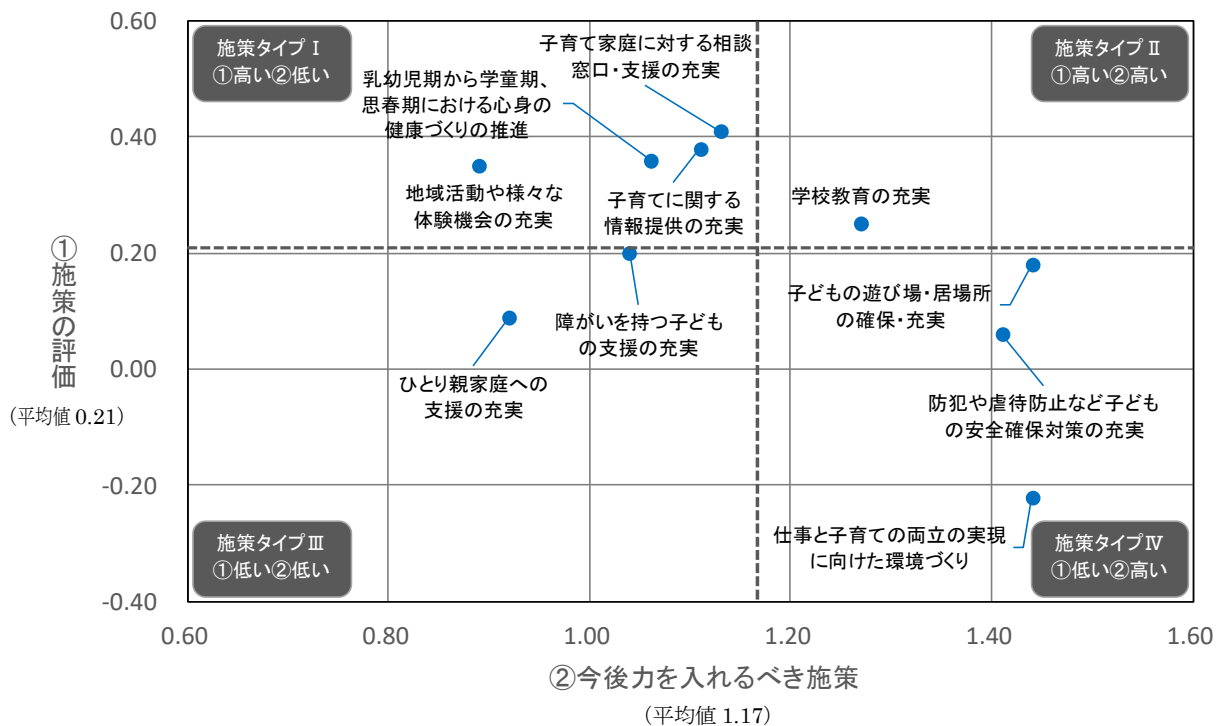
(調査の実施概要)

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	1,673 票	1,006 票	60.1%
小学生保護者	1,652 票	1,031 票	62.4%

(1) 施策の評価と今後力を入れるべき施策【就学前・小学生保護者】

【就学前児童の保護者】

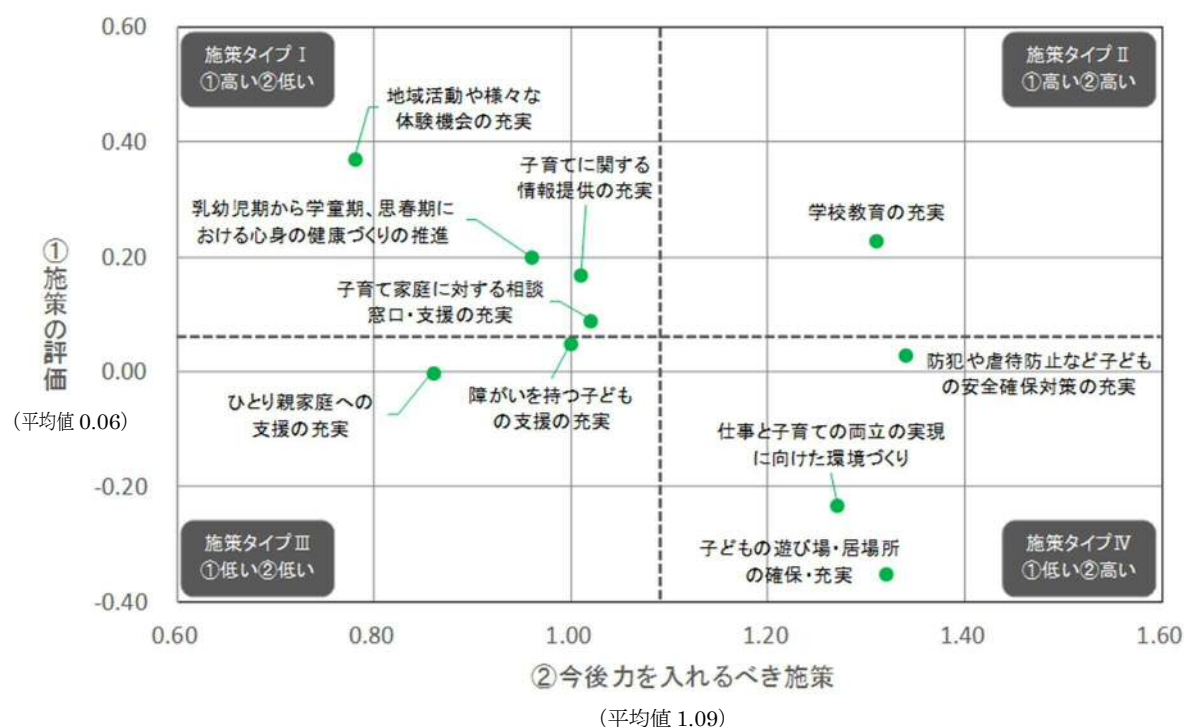
重要度が高く、満足度が低い施策は、「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」「防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の充実」「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」の3項目となっており、特に評価が低いのは「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」で最優先項目と思われます。



【小学生保護者】

評価点と重要度については、重要度が高い取り組みに対し低い評価がなされている優先項目と思われる施策タイプⅣに該当する項目は、「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」「防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の充実」「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」の3項目となっており、特に評価が低いのは「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」で最優先項目と思われます。

施策タイプⅡ及び施策タイプⅣともに、就学前児童と同様の項目があげられています。



- ① 施策の評価：「評価する」を2点、「どちらかといえば評価する」を1点、「どちらかといえば評価しない」を-1点、「評価しない」を-2点、「わからない」を0点として点数化し、平均値を算出したもの
- ② 今後力を入れるべき施策：「特にそう思う」を2点、「そう思う」を1点、「あまりそう思わない」を-1点、「そう思わない」を-2点、「どちらともいえない」を0点として点数化し、平均値を算出したもの

施策タイプⅠ（重要度：低い 満足度：高い）	施策に対する理解を促す取組が必要とされる分野
施策タイプⅡ（重要度：高い 満足度：高い）	引き続き、満足度を維持するための取組が必要とされる分野
施策タイプⅢ（重要度：低い 満足度：低い）	施策に対する理解を促しつつ、満足度を高めるための取組が必要とされる分野
施策タイプⅣ（重要度：高い 満足度：低い）	満足度を高めるために最も力を入れていくことが必要とされる分野

4 子ども・子育て支援における課題

このような人口・世帯等の状況やアンケート調査の結果を踏まえた本市の子ども・子育て支援における課題は、以下のとおりです。

(1) 親子の健やかな育ちの支援

アンケート調査の結果をみると「防犯や虐待防止など子どもの安全確保対策の充実」の施策への評価が低い結果となりました。

本市の状況として世帯数は年々増加しておりますが、一世帯あたりの人員は減少傾向にあり核家族化が進んでいます。この傾向は、前期計画策定時から続いており、妊娠、出産及び子育てに係る不安や負担が増えていると考えられます。

これまでも「子育て世代包括支援センター」を中心とした妊娠から出産・子育て期までの切れ目のない支援や家庭相談事業など行ってきましたが、子育て世帯の不安を取り除いていくため本市の状況や社会変化に対応しながら支援事業を推進していくことが重要です。

また、前期計画の評価から、虐待防止講演会等による地域住民の意識の向上や、子どもが事故・事件に巻き込まれない安心安全な環境づくりに、さらに取り組んでいく必要があります。

(2) 子どもの遊び場・居場所の確保・充実

これまでも子どもの遊び場・居場所として、放課後子ども教室、児童館、放課後児童クラブ、子育てサポートセンター等の活用を推進してきました。

しかし、アンケート調査の結果をみると「子どもの遊び場・居場所の確保・充実」の施策への評価は低い結果となり、前期計画の評価においても「放課後の安全な子どもの居場所・遊び場があると思う保護者割合」が48.5%（平成31年度実績）であることから、これまでの事業を継続して推進していくとともに、さらなる確保・充実に向けた取り組みが必要です。

(3) 保育環境の安定した供給

アンケート調査の結果をみると「仕事と子育ての両立の実現に向けた環境づくり」の施策への評価が低い結果となりました。

前期計画の評価においても、就労する保護者の増加や幼児教育・保育の無償化が広く周知されたことなどから待機児童数は増加傾向にあります。

子育てと仕事の両立が重要とされる中、教育・保育施設等の整備だけではなくファミリーサポートセンターや放課後児童クラブ等の活用を推進するなど、安心して子どもを預けることのできる環境を目指していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（案）

多賀城市では、第六次多賀城市総合計画の中で、将来都市像を「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」と掲げ、さまざまな分野の連携と多様な主体の協働による施策推進を図っています。

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。一人一人が笑顔で健やかに成長してほしい。そのために何気ない日々の中に、喜びや幸せが感じられる暮らしを送ることのできる未来を作る。この将来都市像は、次世代育成を支援する本行動計画の策定趣旨と合致するものであることから、第六次多賀城市総合計画の将来都市像を基本理念として改めて設定しています。



日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城

～つなぐ はぐくむ Tagayasu～

◆メインフレーズ「日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城」とは

自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中に、多賀城ならではの心豊かな喜びや幸せが感じられる、そんな暮らしを送ることのできる未来の多賀城を、私たちはみんなで協力し合って作ります。

◆キャッチコピー 市民みんなの合言葉です。

～つなぐ はぐくむ Tagayasu～

活力に富んだまちには、固有の市民文化が存在し、その文化が市民のアイデンティティやコミュニティを形成し、個性的な社会活動や経済活動が展開されています。こうした市民文化が、市民全体の社会的財産となるよう、そして、まちづくりの土台となるよう発展させ、その文化によって結びついた人々の自発的な活動によって都市の魅力や活力を創生し、市民の誇りや愛着を育み、日々のよろこびが実感できるまちを目指します。

2 計画の視点（案）

本市の次代を担う子どもの健全な育成と子育て家庭への支援を推進するにあたり、本計画の特徴として、前期計画に引き続き、以下の2つの視点を大切にしていきたいと思います。

（1）「社会全体で子ども・子育てを支援するまちづくり」

子どもと子育てを支援するまちづくりを目指すため、家庭、地域、教育・保育施設等、企業、行政等、社会全体が一体となって進めていく必要があります。その実現のためには、みんなで支えあうことを大切に、誰もが行動できるよう、次の項目を計画に盛り込みます。

○私たちが目指すすがた……みんなで目指す多賀城市の5年後のすがたを記載しました。

○成果指標……まちづくりの進み具合が共有できるように目標値を設定しました。

（2）「家庭教育が重要」

多賀城市子ども・子育て会議では、保護者が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会が減っているなど、家庭の教育力の低下が大きな課題であるという意見が多く出されました。

家庭は、子どもが成長していく上で、大切な役割を担っているため、すべての親が安心して子育てや家庭教育を行うとともに、保護者がその責任を十分発揮できるように支援していくことを大切な視点として盛り込みました。

3 基本方針（案）

基本理念の実現を目指し、以下の基本方針に基づいた施策の展開を図ります。

市民にとってわかりやすく、また、各分野が連携した総合的な支援を推進するため、目的に応じて、子どもの育ちの支援を目的とする方針として2つ、子育て家庭の支援を目的とする方針として2つ、計4つの基本方針を設定しています。

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

すべての子どもが、乳幼児期から学童期、思春期といった発達・成長過程において、さまざまな関わりの中から必要な能力、態度を獲得し、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感※をもって健やかに成長することを支えます。

基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

子どもの権利に対する理解や関心を高めながら、地域全体で子どもの安全・安心を見守るとともに、各分野における関係機関等の連携のもと、特別な配慮やケアが必要な子ども及びその家庭の状況を把握し、子どもの幸せを最優先とした支援を行います。

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、希望と喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体が子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、支え合う子育て環境をつくります。

基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

出産を希望し、また妊娠・子育て中の保護者が、働きやすい就業環境の整備を促進するとともに、男女を問わず子育てに向き合うことへの意識醸成や働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和の実現を促します。

4 計画の推進体制

本計画が目指すすがたの実現に向け、地域におけるさまざまな資源と連携・協力した取組を推進するとともに、さまざまな主体における子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

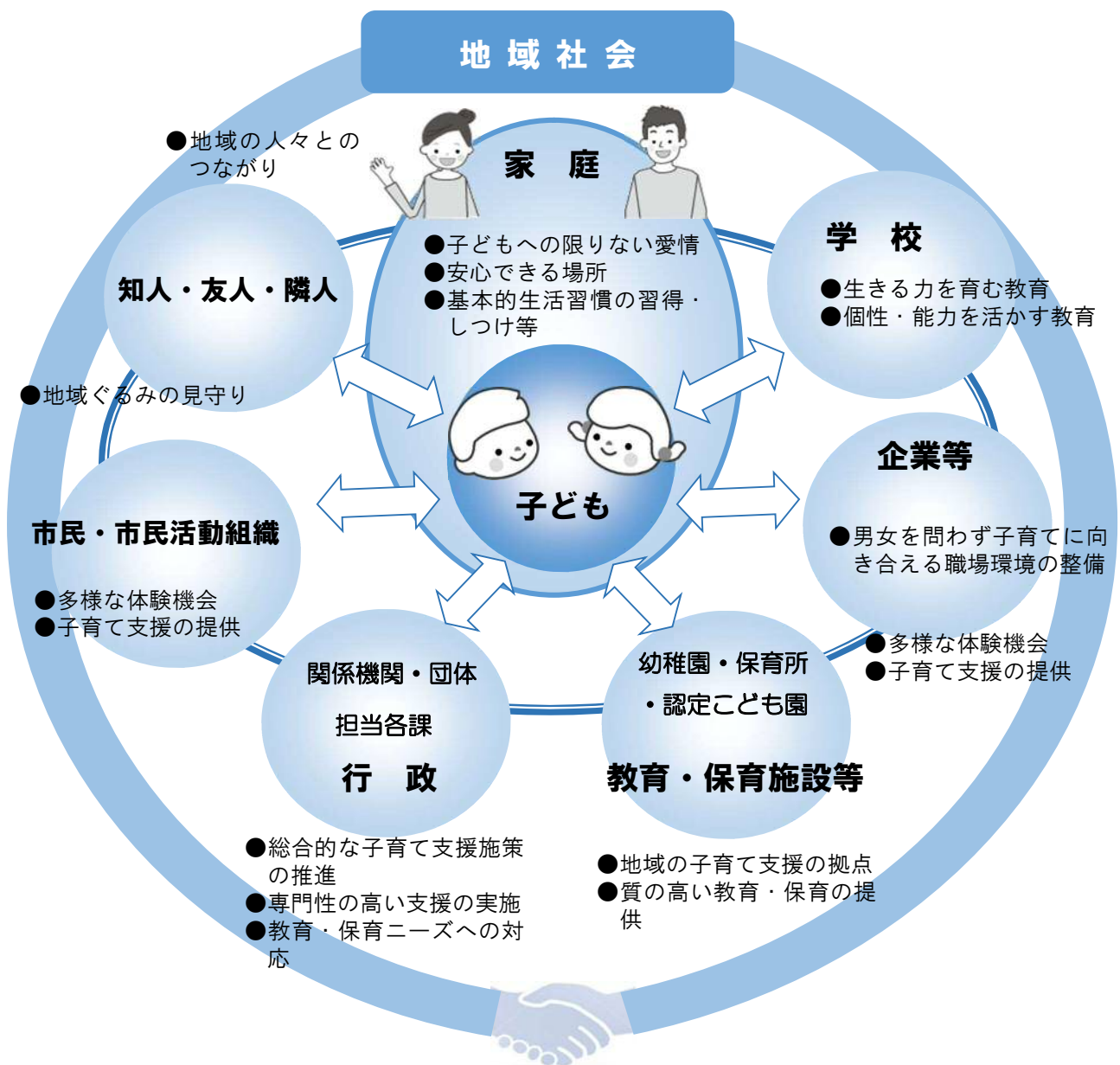
【地域社会においてそれぞれが担う役割】※代表的な主体について役割の一例を記載しています。

主 体	役 割
家 庭	○家族の日常的なふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たします。 ○地域全体で子どもを育み、子育てを支援していくために、家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々となつながりを持ちます。
知人・友人・隣人	○子育て家庭が孤立しないよう、子育てについて理解し、交流を深めながら、悩みや不安を打ち明け、気軽に相談できる相手として、子育て家庭を支えます。
市民・市民活動組織	○社会の希望である子どもを地域全体で育むため、保護者のみならず、地域住民が子どもの成長に関心を持ち、子どもの活動支援や見守りに積極的に参加します。 ○自分の子どもだけでなく、地域の子育て支援に役割を果たしていくことが地域の子育て力の向上につながります。PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域におけるさまざまな活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。
教育・保育施設 学校	○教育・保育施設は地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担います。地域に開かれ、地域と共に子育てを支援する拠点となるとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修機会の拡充や専門的な人材の確保等により、質の高い教育・保育を提供します。 ○学校は、児童生徒一人一人が持つ個性や能力を発揮させ、生命や人権の大切さを学ばせると共に「生きる力」や思いやりの心を育みます。
企 業 等	○仕事と子育ての両立の実現には、企業等における積極的な取組と職場の理解が不可欠です。保護者等を雇用する事業主は、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるような職場環境の整備を行います。 ○地域資源として、企業が有する機能や専門性を活用することは、子どもの体験をより豊かにするとともに、地域への誇りの醸成にもつながります。企業の社会的貢献として、さまざまな体験や学習機会等を提供するなど子育て支援を行います。
行 政	○幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を推進します。 ○地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取組を関係機関等と連携しながら実施します。

子どもとその家庭を支える地域ネットワーク

子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、家庭がその第一義的責任を有するという基本的な認識のもとに、家庭の形態が多様化し、子育ての環境が変化する中で、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるための支援を行うとともに、親も子育てを通じて成長し、子どもの成長に生きがいや喜びを感じることができるような環境づくりが重要です。

そこで、まち全体が子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、あらゆる地域社会の構成員がそれぞれの役割を果たしていく地域ネットワーク図として示します。



第4章 施策の展開(案)

■ 施策体系

基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

1-1 家庭教育及び乳幼児期の教育・保育の充実

- (1) 家庭における教育・保育の充実
- (2) 教育・保育の一体的な提供の推進
- (3) 教育・保育の質の向上

1-2 学校教育の充実

- (1) きめ細かな学習指導の充実
- (2) 特色ある教育の推進
- (3) 健やかな心身の育成
- (4) 家庭・地域と連携した学校運営の推進

1-3 子どもの健全育成

- (1) 多様な体験・交流機会の充実
- (2) 福祉教育の充実
- (3) 子どもの居場所づくり
- (4) 思春期保健対策の推進
- (5) 有害環境対策の推進
- (6) 食育の推進

1-4 発達支援、障害のある子どもの支援の充実

- (1) 障害の早期発見・早期療育の促進
- (2) 一貫した相談支援体制の強化
- (3) 教育・保育施設及び学校における支援の充実
- (4) 障害福祉サービスの充実

基本方針2 子どもの安全・安心と人権を守る

2-1 児童虐待防止対策の強化と人権擁護・心のケアの充実

- (1) 虐待予防対策の推進
- (2) 虐待の早期発見・早期対応に向けた連携強化
- (3) 人権擁護対策の充実
- (4) 相談体制の充実

2-2 安全・安心対策の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 事故防止対策の推進
- (4) 教育・保育施設、学校における安全・安心対策の推進

基本方針3 安心して子どもを産み育てることができる環境をつくる

3-1 母子保健・医療体制の充実

- (1) 安全な妊娠・出産の支援
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 小児医療体制の充実

3-2 地域における子育て支援の促進

- (1) 子育て支援・サークル活動の活性化
- (2) 相談・情報提供の充実

3-3 ひとり親家庭への支援の充実

- (1) 子育てや生活の支援
- (2) 経済的自立への支援

3-4 子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 良質な生活環境の確保
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 経済的支援等による子育て環境の整備

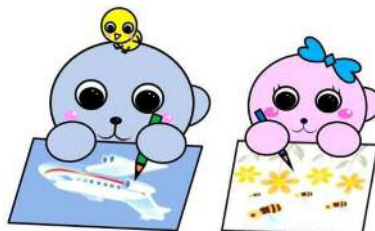
基本方針4 仕事と生活の調和の実現を促す

4-1 働き方の見直しの促進

- (1) 男性の子育ての促進
- (2) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進

4-2 仕事と子育ての両立支援の充実

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 多様な主体による子育て支援の充実



基本方針1 子どもの心身の健やかな成長を支える

1-1

【現状と課題】

【私たちが目指すすがた】

■成果指標

指 標	基準値	目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

【重点的に取り組む事業】

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課

第5章 子どもの貧困対策の推進

1 子どもの貧困対策の推進にあたって

厚生労働省が実施している「国民生活基礎調査」によると、平成 31 年における子どもの貧困率は 13.5%と、7 人に 1 人が貧困状態にあり、国際的にも高い水準にあるとされています。その中でも特に、ひとり親等、大人が 1 人の世帯における平成 31 年の貧困率は 48.1%と、初めて5割を切ったものの、依然として高い水準となっていることが示されています。

こうした状況の中、子どもの貧困対策の推進について、国は平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を定め、この中で具体的な取組みを示しています。

また、令和元年6月の法改正により、市町村に対して子どもの貧困対策計画策定の努力義務が課され、同年 11 月には新たな大綱が策定され、地域の実情に即し、効果的な取り組みが求められているところです。

本市においては、貧困の状況にある家庭の支援ニーズを把握するために平成 30 年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえ、本計画を策定します。

なお、本章は法第9条第2項に規定される、市町村による策定を努力義務とした「市町村計画」に位置づけられます。

（案） 子どもの貧困率の推移 グラフ



2 子どもの生活に関する実態調査からみた多賀城市における現状

本市では、子どもの生活の現状把握等を目的として、平成30年度に実態調査を実施しており、調査結果については、平成30年度に「多賀城市子どもの生活に関する実態調査報告書」としてまとめています。

以下、計画策定にあたっての現状分析のため、実態調査結果の概要を掲載します。

調査内容

○アンケート調査について

次の2種類のアンケート調査を行いました。

区分	対象者	調査票 送付人数	回収数 (人)	回収率	配布・ 回収方法	備考
保 護 者	就学前児童保護者	1,447	717	49.6%	郵送	対象の50%
	小学1年生から4年生の保護者	719	646	89.8%	学校を通じて	各小学校各学年1クラス
	小学5年生保護者	394	331	84.0%	学校を通じて	各小学校2クラス
	中学2年生保護者	288	253	87.8%	学校を通じて	各中学校2クラス
	16歳～17歳の子どもの保護者	636	265	41.7%	郵送	対象全員
小計		3,484	2,212			
子 ど も	小学5年生児童	394	328	83.2%	学校を通じて	各小学校2クラス
	中学2年生生徒	288	252	87.5%	学校を通じて	各中学校2クラス
	16歳～17歳の子ども	636	254	39.9%	郵送	対象全員
小計		1,318	834			
合計		4,802	3,046	63.4%		

○分析の方法

本調査の世帯人数と可処分所得の回答結果をもとに、以下のように本市の「貧困線」を設定し、「貧困線未満」「貧困線以上」の比較分析を行いました。

＜貧困線の設定について＞

世帯人数	貧困線未満	貧困線以上	(参考) 国における 貧困線の基準
2人世帯	175万円未満	175万円以上	173万円
3人世帯	210万円未満	210万円以上	211万円
4人世帯	245万円未満	245万円以上	244万円
5人世帯	275万円未満	275万円以上	273万円
6人世帯	300万円未満	300万円以上	299万円
7人世帯	325万円未満	325万円以上	323万円
8人世帯	345万円未満	345万円以上	345万円
9人以上世帯	365万円未満	365万円以上	366万円

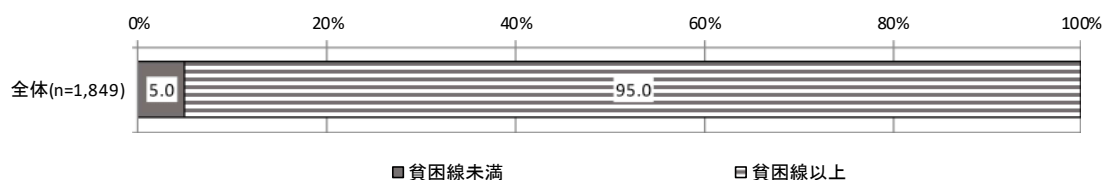
※貧困線未満の世帯で生活する子どもの割合を「子どもの貧困率」と言いますが、個別訪問で実施している国民生活基礎調査を基にした国の「子どもの貧困率」とは算出方法が異なります。

○調査結果

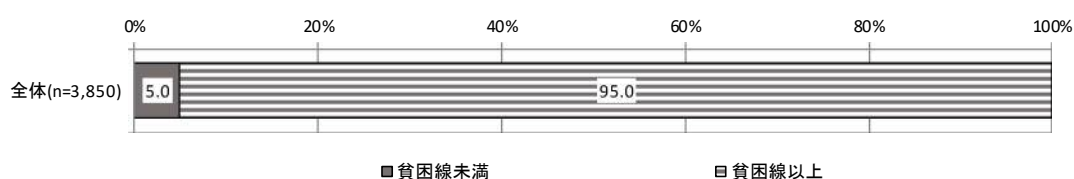
(1)生活の状況

①貧困線未満の世帯の状況

■ 貧困線未満の世帯の状況

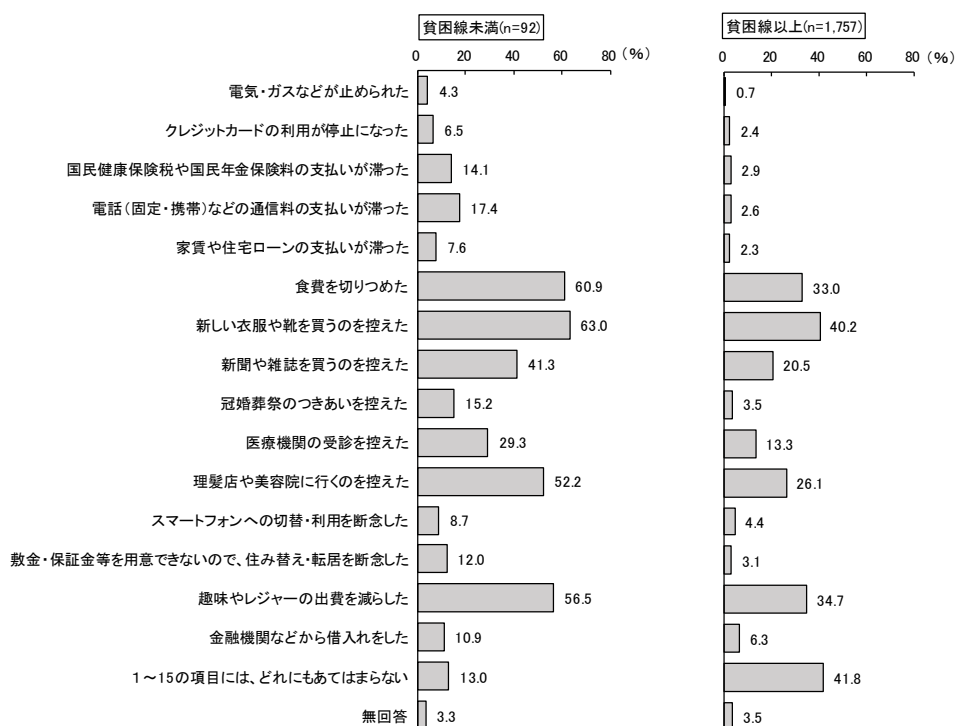


■ 貧困線未満の世帯で生活する子どもの状況



世帯人数と1年間の可処分所得から、上述した区分表の『貧困線未満』に該当する世帯は5.0%、『貧困線以上』に該当する世帯は95.0%となっています。また、『貧困線未満』の世帯に属する子どもの割合は5.0%(194人)となっており、『貧困線以上』に属する子どもの割合は95.0%(3,656人)となっています。

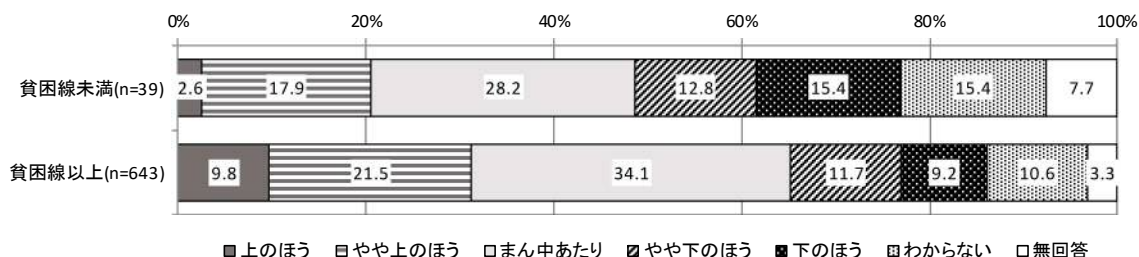
②経済的な理由による経験の状況



『貧困線未満』では経済的理由で支払いが滞ったり、出費を切りつめた割合が高く、特に、「食費を切りつめた」と「新しい衣服や靴を買うのを控えた」は6割以上、「理髪店や美容院に行くのを控えた」と「趣味やレジャーの出費を減らした」は5割以上となっています。

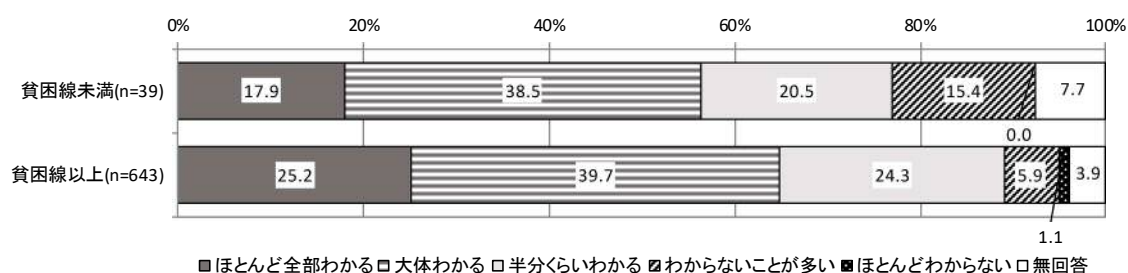
(2)子どもの学び、生活状況

①子どもの成績状況



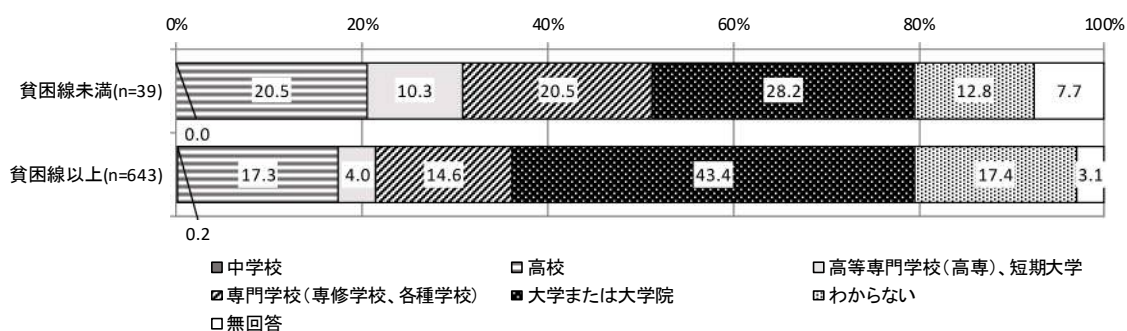
学校の成績については、学校の成績については、学年の中で「上のほう」と「やや上のほう」を合わせた《上のほう》は、『貧困線未満』では20.5%、『貧困線以上』31.3%となっています。「やや下のほう」と「下のほう」を合わせた《下のほう》は、『貧困線未満』では28.2%、『貧困線以上』では20.9%となっています。

②子どもの授業の理解度の状況



授業の理解度については、「ほとんど全部わかる」と「大体わかる」を合わせた《わかる》は『貧困線未満』では56.4%、『貧困線以上』では64.9%となっています。「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」を合わせた《わからない》は『貧困線未満』では15.4%、『貧困線以上』では7.0%となっています。

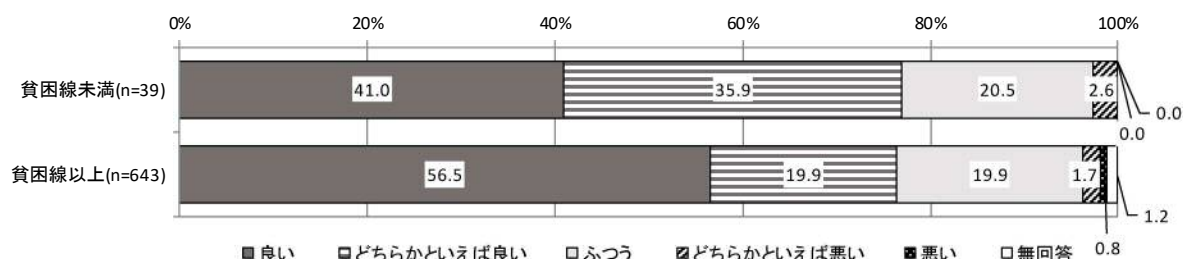
③子どもの希望学歴の状況



保護者の『貧困線未満』では『貧困線以上』に比べて「大学まで」が25.0ポイント少なく、子どもの『貧困線未満』でも「大学または大学院」が『貧困線以上』に比べて15.2ポイント少なくなっ

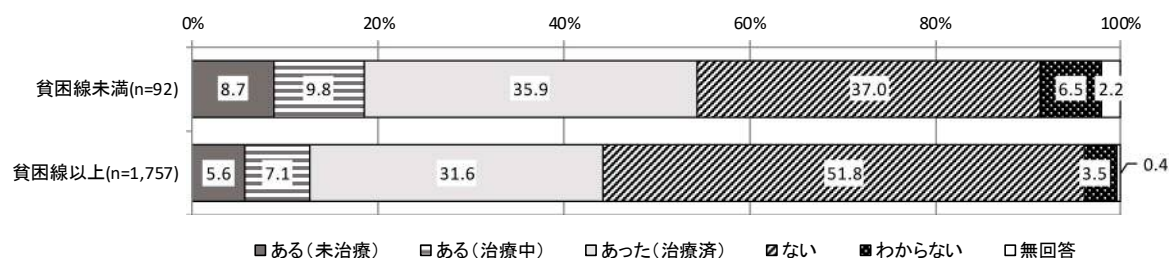
ています。

④子どもの主観的な健康の状況



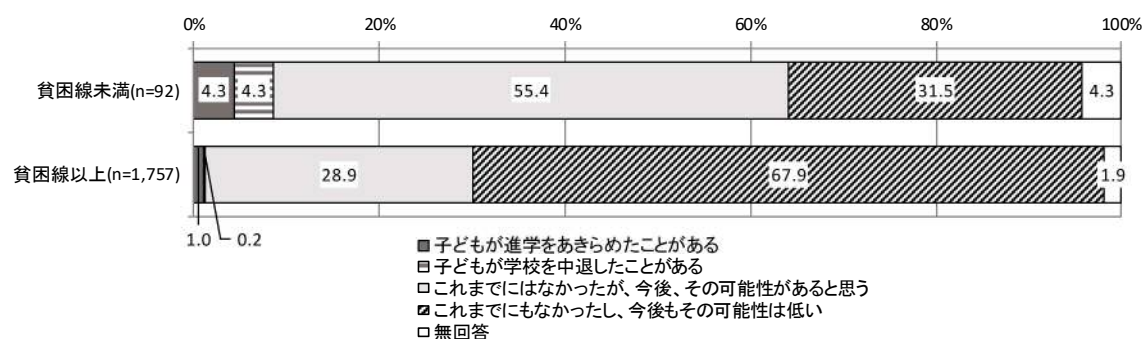
健康状態について、「良い」と「どちらかといえば良い」を合わせた《良い》は『貧困線未満』で76.9%、『貧困線以上』では76.4%とほぼ変わりませんが、『貧困線以上』に比べ、『貧困線未満』では「良い」が15.5ポイント少なくなっています。

⑤子どもの虫歯の状況



虫歯の有無については、『貧困線未満』では「ない」が37.0%と、『貧困線以上』に比べ14.8ポイント低くなっています。

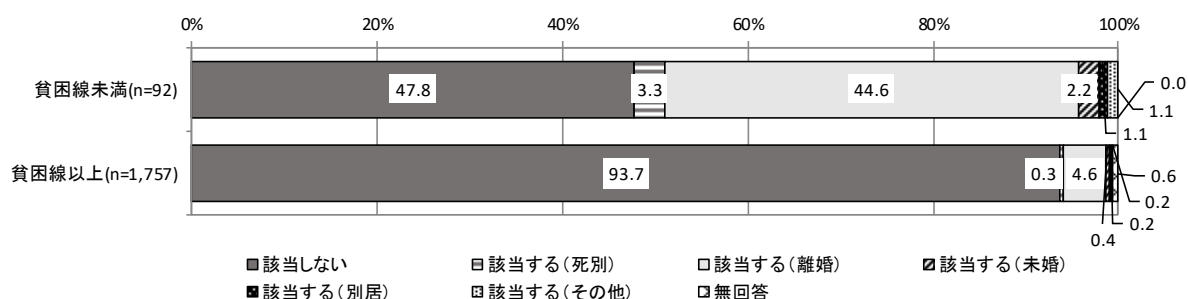
⑤経済的理由による進学断念の状況



『貧困線未満』では『貧困線以上』に比べ、「これまでにはなかったが、今後、その可能性があると思う」が26.5ポイント多い55.4%と最も多くなっています。また実際に、子どもが進学をあきらめたことや学校を中退したことがある割合は8.6%となっています。

(3)保護者の状況

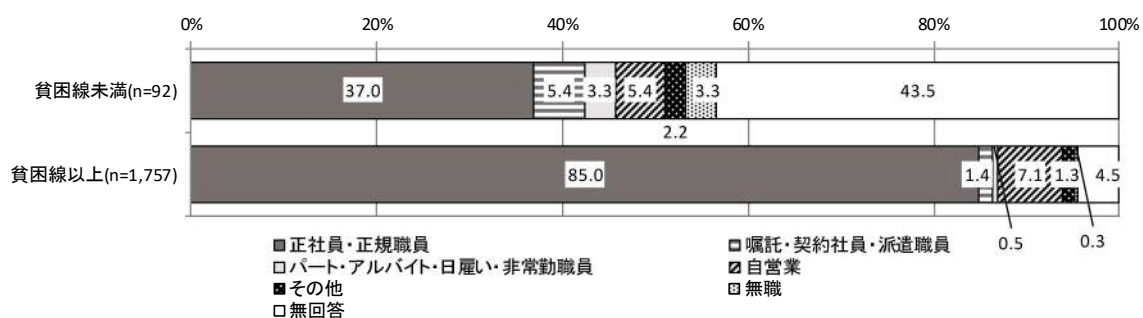
①ひとり親の状況



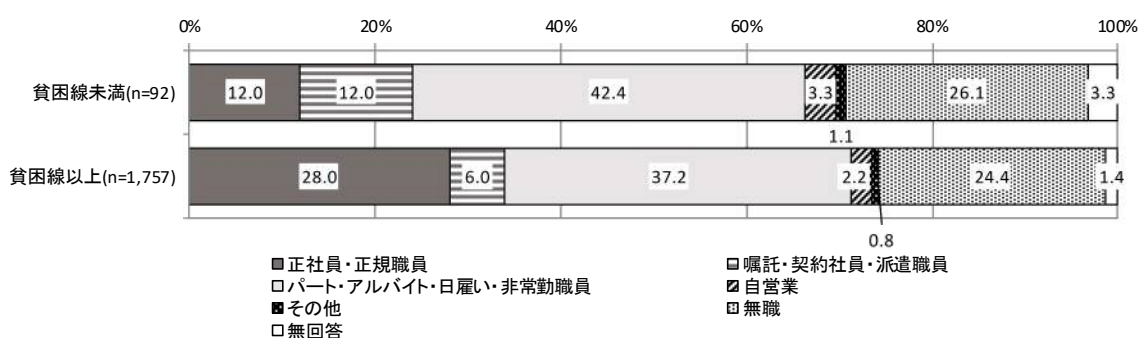
『貧困線以上』では「該当する」が5.7%であるのに対し、『貧困線未満』では52.2%と、高くなっています。

②保護者の就労状況

■父親の職業形態



■母親の職業形態

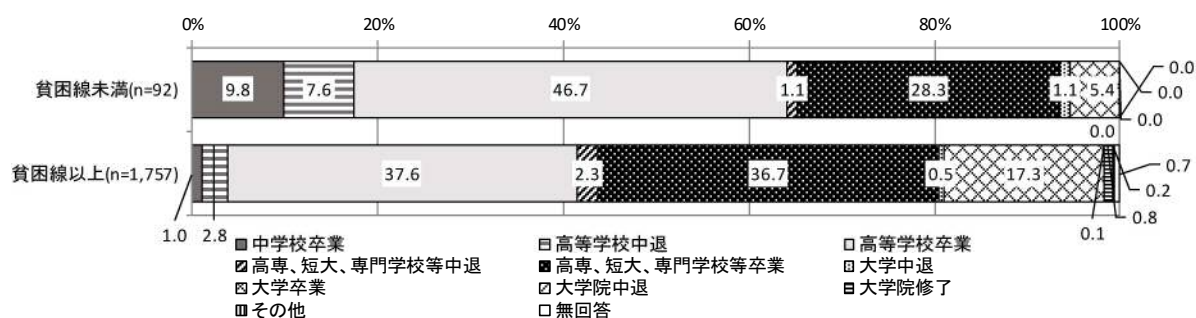


父親について、『貧困線以上』に比べ、『貧困線未満』では「高等学校卒業」が11.4ポイント、「大学卒業」が10.5ポイント少なくなっています。

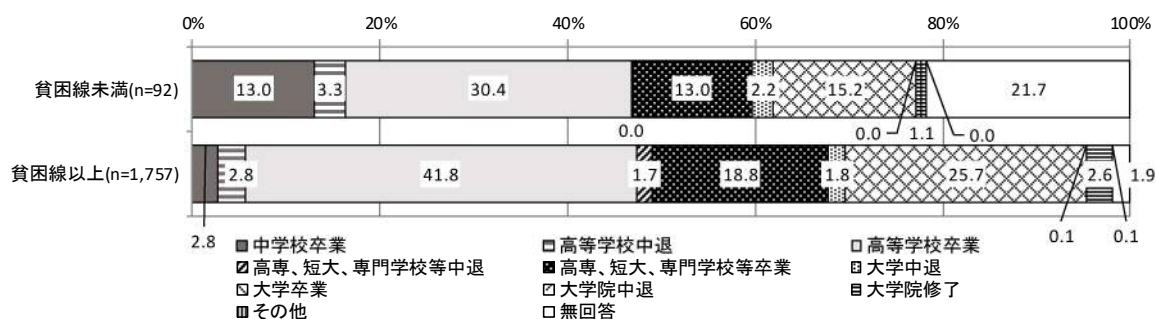
母親について、『貧困線以上』に比べ、『貧困線未満』では「大学卒業」が11.9ポイント少なくなっています。

③保護者の最終学歴

■父親の最終学歴



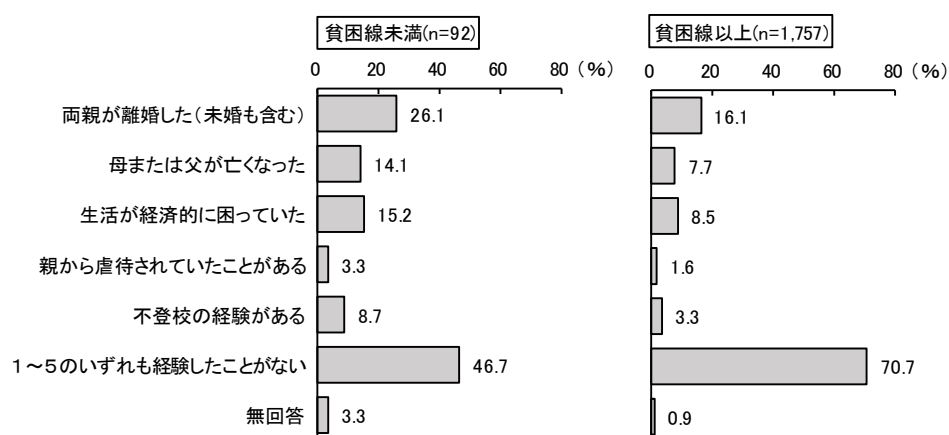
■母親の最終学歴



『貧困線以上』に比べ、『貧困線未満』の父親では「高等学校卒業」が11.4ポイント、「大学卒業」が10.5ポイント少なくなっています。

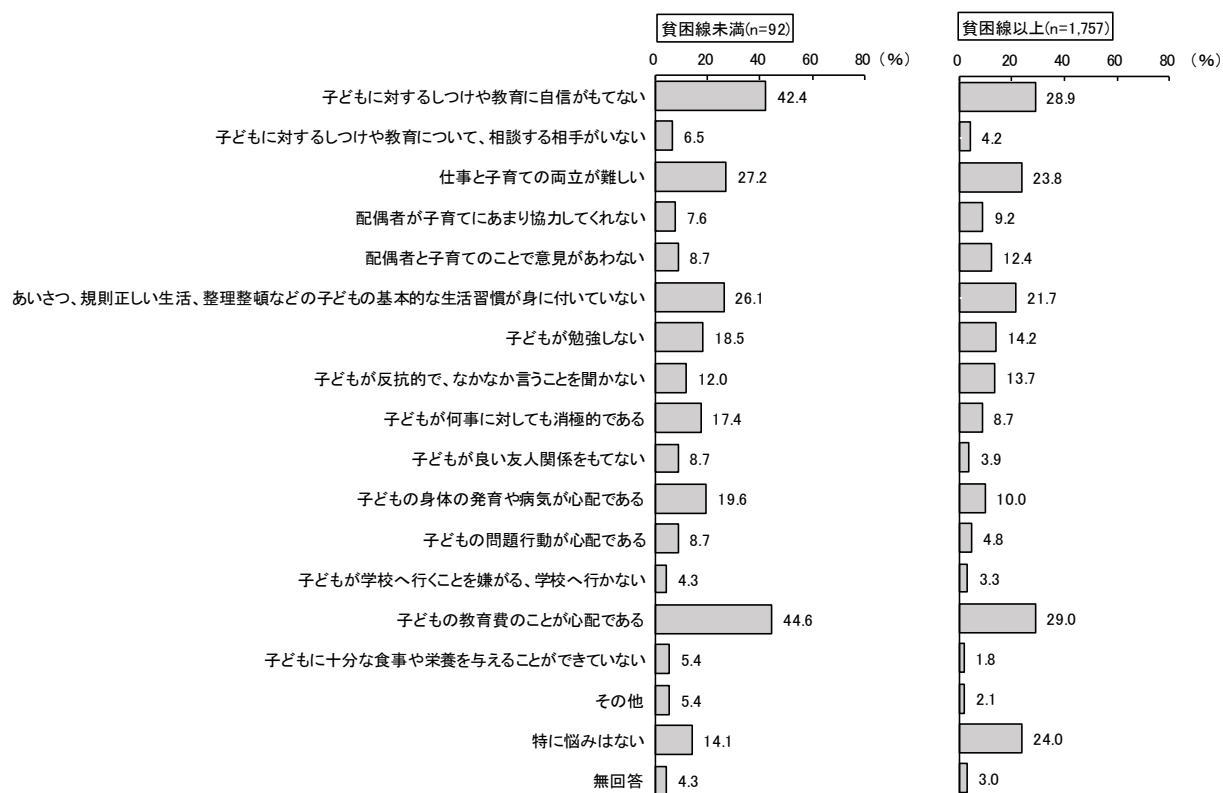
『貧困線以上』に比べ、『貧困線未満』の母親では「大学卒業」が11.9ポイント少なくなっています。

④保護者の成人する前の家庭での状況



『貧困線未満』では「1～5のいずれも経験したことがない」に次いで「両親が離婚した(未婚も含む)」が26.1%と多く、『貧困線以上』に比べ、両親の離婚や経済的な困窮などを経験した割合が高くなっています。

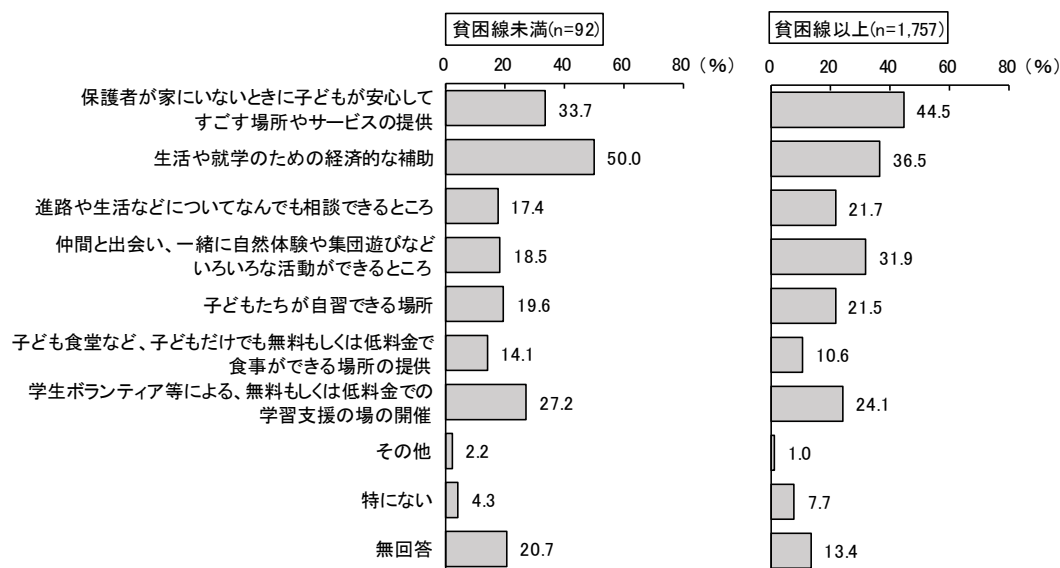
⑤保護者の悩んでいること



『貧困線未満』、『貧困線以上』ともに「子どもの教育費のことが心配である」が最も多くなっていますが、『貧困線以上』では29.0%であるのに対し、『貧困線未満』では44.6%となっています。『貧困線未満』では「子どもに対するしつけや教育に自信がない」も42.4%と多くなっています。

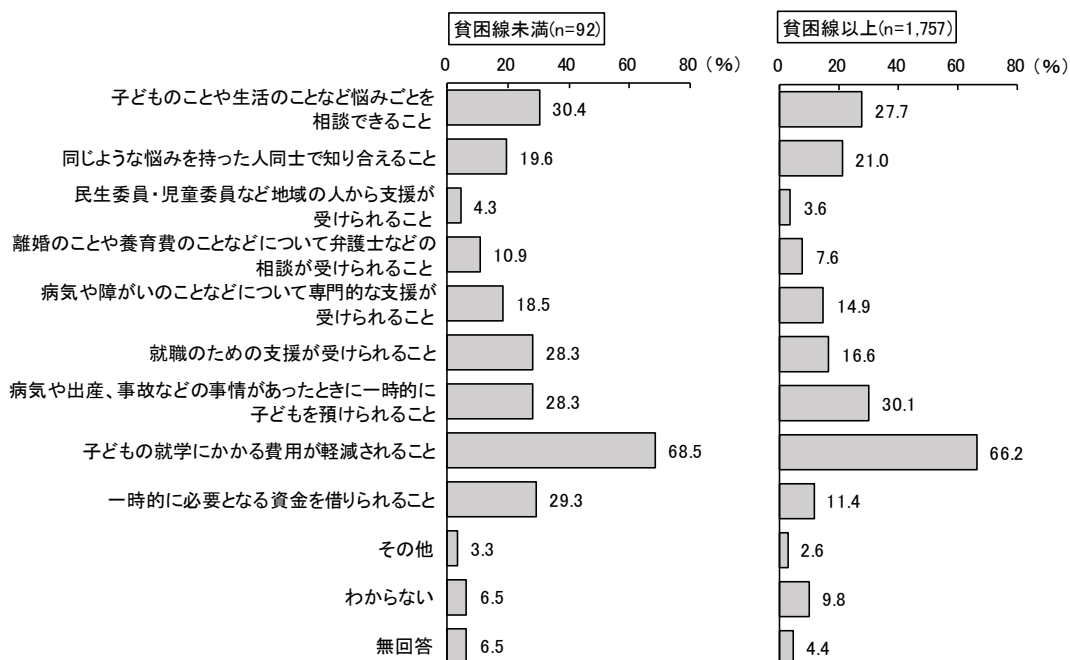
(4)地域や社会、行政との関係の状況

①利用したい支援



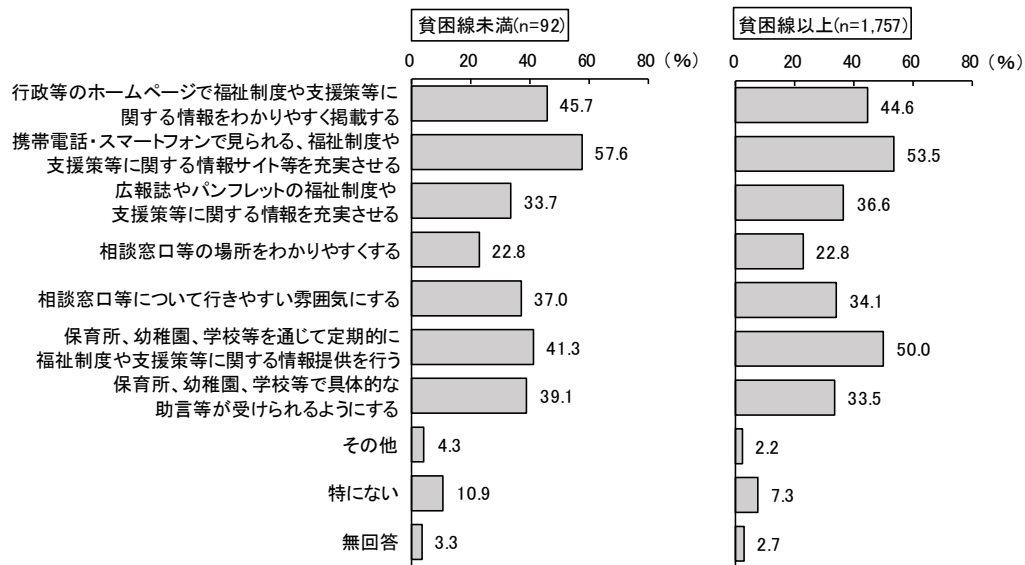
『貧困線未満』では「生活や就学のための経済的な補助」が50.0%、『貧困線以上』では「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」が44.5%と最も多くなっています。

②必要だと考えている支援



『貧困線未満』、『貧困線以上』ともに「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も多く、それぞれ68.5%、66.2%となっています。

③必要な支援を受けるために、重要だと思うこと



『貧困線未満』、『貧困線以上』ともに「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」が最も多く、それぞれ57.6%、53.5%となっています。

3 多賀城市における子どもの貧困の現状・課題

先に掲載した調査結果を踏まえ、平成30年度から令和2年度にかけて、子どもの貧困対策における今後の取組の方向性等について協議・検討を行い、これらを基に本市における子どもの貧困の現状や課題について、以下のとおり3つの項目にまとめました。

ア 生活の安定に向けた経済的支援

貧困線未満の約3割以上が「貧困もしくは貧困に近い状況にある」と感じており、「貧困とは言えないが、苦しい生活状況にあると思う」と合わせると、8割程度となっています。

経済的な困窮によって、心身の健康状態や、子ども健全な成長にも影響を及ぼすことのないよう、支援が必要な世帯に対する制度の周知、支援の利用を促していく必要があります。

イ 保護者に対する支援

貧困線未満では、貧困線以上と比べて保護者の就労状況は、「正社員・正規職員」の割合が低く、約半数にとどまっており、収入が低く、不安定な就労環境に置かれている状況がうかがえます。

また保護者自身が、成人前に自分が育った家庭で何らかの困難を経験した割合が高い状況が見られました。悩んでいることは、「子どもの教育費のことが心配である」と「子どもに対するしつけや教育に自信がもてない」がともに4割以上となっており、貧困の世代間連鎖を防ぐためにも、子育て等の適切な情報を得られる仕組みや、ライフステージを意図した長期的な視点での取り組みが必要となってきます。

ウ 子どもに対する支援

実態調査の結果から、家庭の経済状況が学習意欲や虫歯の有無などの健康状態に影響を与えている状況がうかがえます。

学校の成績や授業の理解度は、貧困線未満では貧困線以上と比べ低い傾向にあり、将来の進学希望についても、大学希望が貧困線未満では貧困線以上に比べ約2割低くなっています。

現在必要としていること、重要だと思う支援として貧困線未満では「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が約7割弱と高く、経済的な理由で進学・就学をあきらめることのないための支援が必要です。

4 計画の基本的な考え方

(1)基本理念(案)

多賀城の子どもたちが、生まれ育った環境に左右されず、現在から将来にわたり、夢と希望を持って健やかに成長していくことができる地域社会の実現を目指します。

(2)計画推進のための基本的な視点(案)

ア 子どもへの視点

家庭の経済状況や世帯の状況等によっては、子どもの生活や学習環境が十分に整わず、子どもの健やかな成長が妨げられたり、将来の進路が制限されるおそれがあります。子どもの生活習慣を確立するとともに子どもの学習意欲が低下することのないよう、子どもの生活や成長を権利として保証する観点から、成長段階に応じた切れ目のない支援施策を実施する必要があります。また、一人ひとりの子どもが能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、子どもの将来を見据え、質の高い教育や子ども一人ひとりに応じた学習の支援を受けることができる環境づくりに取り組む必要があります。

イ 保護者への視点

子どもの健やかな成長のためには、家庭における安定した暮らしが重要です。安定して自立した生活を確認する観点から、保護者に対する就労支援や、経済的負担の軽減、相談体制の充実、切れ目のない支援を行うことにより、生活基盤の安定を図る必要があります。また、ひとり親世帯など特に配慮が必要な家庭に対する支援にも努め、安定した子育てができるようより良い家庭環境づくりに取り組む必要があります。

ウ 地域・関係機関との連携の視点

支援が必要な家庭と地域・関係機関とを確実につなげていく観点から、相談窓口の充実、子育て支援等の各種施策の積極的な広報に努めるほか、庁内の連携強化を図るとともに、多賀城市と地域、関係機関によるネットワークづくりを推進し、支援が必要な家庭への支援体制の構築に取り組めます。

(3)基本方針(案)

基本方針1 教育支援

すべての子どもが意欲的に勉学に励み、将来、子どもたちが希望する進路に進み、多様な職業の選択ができるよう、乳幼児期の保育・教育の確保をはじめ、学習環境の整備や教育の機会均等の確保、教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

基本方針2 生活の安定に資するための支援

生活に窮する子育て家庭における経済的負担の軽減や健康管理意識の啓発、子育てに関する支援を総合的に行います。

また、地域や学校、家庭が相互に連携して、子どもの生活習慣の改善や居場所づくりを推進します。

基本方針3 保護者に対する就労支援

保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

基本方針4 経済的支援

子育て家庭等の生活基盤の安定に資するよう、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進します。

基本方針1 教育支援

検討中

基本方針2 生活の安定に資するための支援

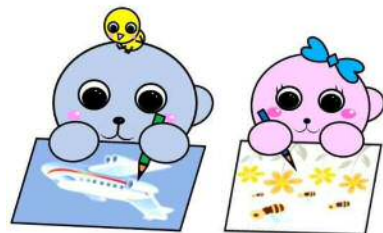
検討中

検討中

基本方針3 保護者に対する就労支援

検討中

検討中



5 施策の展開

本計画が目指すすがたの実現に向け、地域におけるさまざまな資源と連携・協力した取組を推進するとともに、さまざまな主体における子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

1 教育の支援

1-1

【現状と課題】

【私たちが目指すすがた】

■成果指標

指 標	基準値	目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

【重点的に取り組む事業】

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課

2 生活の支援

1-1

【現状と課題】

【私たちが目指すすがた】

■成果指標

指 標	基準値	目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

【重点的に取り組む事業】

No.	事業名	事業概要	事業 計画	担当課

3 保護者への就労支援

1-1

【現状と課題】

【私たちが目指すすがた】

■成果指標

指 標	基準値	目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

【重点的に取り組む事業】

No.	事業名	事業概要	事業 計画	担当課

4 経済支援

1-1

【現状と課題】

【私たちが目指すすがた】

■成果指標

指 標	基準値	目標値	出典等

【行政における取組の方向性】

【重点的に取り組む事業】

No.	事業名	事業概要	事業計画	担当課